1　一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立て及び申告の提出

第二十五条　申請、不服申立て及び申告の提出

1　一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の法令に基づく類似の申請、不服申立てその他申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日に当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手続及び法令に従って取り扱う。

2　一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、1の規定に従って提出された給付の申請、不服申立てその他申告を遅滞なく他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

第二十六条　給付の支払

1　この協定に基づく給付の支払は、いずれの締約国の通貨によっても行うことができる。

2　いずれか一方の締約国が外国為替取引又は海外送金を制限する措置を実施する場合には、両締約国の政府は、この協定に基づく当該一方の締約国による給付の支払を確保するために必要な措置について、直ちに協議する。

第二十七条　意見の相違の解決

この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国の関係当局間の協議により解決する。

第五部　経過規定及び最終規定

第二十八条　経過規定

1　この協定は、その効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。

2　この協定の実施に当たっては、この協定の効力発生前の保険期間及び他の法的に関連する事実についても、考慮する。

3　この協定の効力発生前に行われた決定は、この協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすものではない。

4　この協定の適用の結果として、受給者に対し、この協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。

5　第七条1又は3の規定の適用に当たっては、この協定の効力発生前から一方の締約国の領域内で就労していた者については、同条1に規定する派遣の期間又は同条3に規定する自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。

第二十九条　効力発生

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

第三十条　有効期間及び終了

1　この協定は、無期限に効力を有する。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が行われた月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

2　この協定が1の規定に従って終了する場合には、終了の日前に給付の申請を提出し、かつ、当該給付を受ける権利の取得のための要件を満たす者がこの協定に基づいて取得した当該給付を受ける権利及び当該給付の支払に関する権利は、維持される。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十七年一月三十日にブラチスラバで、ひとしく正文である日本語、スロバキア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
　新美　潤

スロバキア共和国のために
　リフテル

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN
JAPAN AND THE SLOVAK REPUBLIC
ON SOCIAL SECURITY

Japan and the Slovak Republic,

Being desirous of regulating their mutual relations in the field of social security,

Have agreed as follows:

PART I
GENERAL PROVISIONS

Article 1
Definitions

1. For the purpose of this Agreement,

(a) "a Contracting State" and "the other Contracting State" mean Japan or the Slovak Republic, as the context requires;

(b) "national" means,

as regards Japan,
a Japanese national within the meaning of the law on nationality of Japan,

as regards the Slovak Republic,
a national of the Slovak Republic;

(c) "legislation" means,

as regards Japan,
the laws and regulations of Japan concerning the Japanese pension systems specified in paragraph 1 of Article 2,

as regards the Slovak Republic,
the law of the Slovak Republic specified in paragraph 2 of Article 2;